

薪ユーザーによる森林整備活動 実施要領

平成28年 7月 6日
埼玉県環境部みどり自然課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、里山の利用からスタートする循環システムを構築するため、さいたま緑の森博物館（以下「博物館」という。）において実施する「薪ユーザーによる森林整備活動」に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 県等：埼玉県、博物館指定管理者
- (2) メンバー：次条の参加要件を満たしたもの

(参加要件)

第3条 薪ユーザー等による森林整備活動に参加する要件は以下のとおりとする。

- (1) 営利目的でないこと
- (2) 第4条の森林整備活動に継続的に参加できること
- (3) 森林整備活動するうえで、健康に支障がないこと
- (4) 「薪ユーザー等による森林整備活動実施計画」を確認したうえで、「薪ユーザー等による森林整備活動参加申込書・同意書」を県等に提出し、受付されたこと
- (5) 県等が指定する期間内に集積箇所の丸太を割って保管場所に搬入することができること
- (6) 本活動の趣旨および活動内容を理解の上、参加できること
- (7) 「全国社会福祉協議会ボランティア活動保険」に加入すること

(森林整備活動の内容等)

第4条 森林整備活動の内容は以下のとおりとする。

- (1) 下刈り
 - (2) 除伐、間伐
 - (3) その他里山の循環システムの構築に必要な活動
- 2 活動は年2回の必須活動に加え、必要に応じて臨時活動を実施する。
- 3 県等はメンバーに対し40cm程度に玉切りした丸太を提供する。

(役割分担)

第5条 森林整備活動等の役割分担は以下のとおりとする。

- (1) 県等：実施計画の策定、森林整備活動等の指導、木の伐採・玉切り・集積箇所までの搬出
- (2) メンバー：森林整備活動への参加、集積箇所の丸太を割って保管場所に搬入する

(参加期間)

第6条 メンバーの参加期間は参加申込書・同意書を提出後、年度末日までとし、毎年度3月に更新の希望を確認する。

(退会)

第7条 メンバーの退会については以下のとおりとする。

(1) 第6条に定める参加期間の更新を希望しない場合

(2) 参加者が本要領および活動の趣旨から逸脱した行為および活動を行い、それに対する県等の注意および改善の勧告に従わない場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。必要に応じて、メンバーと協議をおこなう。

附則

この要領は、令和7年5月22日から施行する。